

国保からのお知らせ

新しい保険証(国民健康保険被保険者証)をお届けしています!

国民健康保険の被保険者の方に、令和2年4月1日からお使いいただける新しい保険証(青色)を、令和2年3月下旬に桃色の封筒にて送付しましたのでご確認ください。4月以降に医療機関を受診される際は、新しい保険証をご提示願います。

70～74歳の方へ

高齢受給者証(桃色の証)は、毎年7月31日までが有効期限です。8月1日からお使いいただける高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

75歳以上の方へ

75歳以上の方は後期高齢者医療保険対象者で、毎年7月31日が保険証の有効期限です。そのため今回の送付はありません。(8月1日からお使いいただける保険証は7月下旬に送付します)

問 町民課 保険年金係 電話 22-7706

国保からのお知らせ

健康保険が変わる方は必ず届出が必要です!

4月は、就職や退職などによる健康保険資格の異動が多い時期です。職場の健康保険の保険証を返還して他の健康保険に加入していない方や、国民健康保険から他の健康保険に加入したときは14日以内に異動の手続きを行ってください。

■国保加入の手続きが遅れると...

国保税は被保険者になった日(会社などを退職した次の日)まで遡って納めることになります。この場合、一度に納めていただく国保税の金額が高額になる場合があります。

■国保脱退の手続きが遅れると...

- ・他の健康保険に加入しているにもかかわらず国保税が課税されたままとなり、二重に健康保険税(料)を納めている状態になります。(過納があった場合、国保脱退手続きをすると還付されます。)
・国保の保険証を返還せずに、うっかり国保の保険証で医療機関を受診してしまうと、国保負担分を返還していただくことになります。

問 町民課 保険年金係 電話 22-7706

町営「中本町地区墓地」の空き区画の利用者を募集しています!

募集墓地

所在地:佐川町甲 1881 番地

募集区画:17 区画

使用料

1 区画につき 350,000 円

申込資格

- (1) 佐川町に住所を有する世帯主又は戸籍筆頭者
(2) 佐川町外の居住者については、佐川町に戸籍又は係累の墓地を有する世帯主又は戸籍筆頭者

申込方法

墓地利用許可申請書に必要事項を記入し、住民票(本籍地が記載されたもの)を添付し、総務課管財契約係に提出してください。

※募集区画の詳細については、総務課管財契約係までお問い合わせください。

問 総務課 管財契約係 電話 22-7700

退任のあいさつ

整形外科部長 明神 亮博 医師



このたび、令和2年3月31日をもって退職させていただくこととなりました。在職中は、病院スタッフ、医師、患者さんや、そのご家族の方々に支えられ、この3月まで14年間勤めさせていただきました。心から厚くお礼申し上げます。様々な患者さんとの出会いの中で、私自身、時に喜び、時に悲しみ、悩み行動する中で、人間として少しは成長させていただくことができたかと思えます。不器用で言葉足らずですので、誤解を与えてしまうこともあったかと思えますが、信頼し支えてくれたスタッフや、温かく見守ってくださった地域の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。

初めて赴任が決まり佐川町に来たとき、人生でほとんど見たことのない雪景色でした。ここは本当に高知県だろうかと不安になったことを思い出します。住んでみると何不自由ない町で、

プールもあるし、自由気ままに過ごすことができました。そして長きにわたって当地で過ごし、仕事をしていく間には世代にわたるお付き合いも生まれ、だんだんと佐川町に対する愛着も確実に育まれていきました。それもこれも町の人の温かさ故と思えます。

この在職中には、人手不足に陥り、和田院長が医師確保のために東奔西走する姿を目の当たりにしたり、病院の耐震化による建て替えがあったりするなど、多くのことを経験しました。今現在も病院を取り巻く環境は厳しいものがあり、和田院長を中心に対応に追われていますが、非常にいい病院だと思っています。思い出話は数知れずありますが、私の人生において貴重な財産となるものばかりでした。お世話になった皆様のご活躍とご健康を心よりお祈りしています。本当に、ありがとうございました。

離任のあいさつ

内科医員 高山 卓 医師



大学では基本的に各診療科が中心ですが、高北病院では診療科に関係なくオールラウンドに対応する能力が求められました。大変と思う一方、やりがいも感じ、こういった地域で働かれている1人1人の先生方により地域医療が支えられていることをひしひしと感じました。また、1人の医師が倒れてしまうと、地域医療がたちまち崩壊しかねない事態になるのではないかと感じ、医療スタッフの健康面も重要と思う次第です。自分は内科専修医プログラムに属し、現プログラムでは地域研修1年間が必須となります。高知での3カ月間は非常に有意義であり、今後も継続できないものかを感じています。

高知は魚が美味しいのはもちろん図書館なども素晴らしく、よく利用していました。本当にありがとうございました。

人間ドック、特定健診の実施開始日変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記のとおり健診実施開始日を変更させていただきます。

変更前:4月9日(木) → 変更後:5月14日(木)~

※5月からの実施予定ですが、状況により実施開始日を変更する場合がありますので、お申し込みいただく前に電話でお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。なお、受付は平日8時30分~17時です。申込書にご記入のうえ、高北病院窓口へ持参されるか郵送またはFAXでお申し込みください。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

土曜診療 変更のお知らせ

4月から、第2・第4土曜日の診療が第2土曜日だけに変更となります。
・第2土曜日(8時30分~12時30分):内科、産婦人科診療
※整形外科は、診療ありません。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

■その他の軽自動車税(種別割)の減免(構造による減免)

車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するために改造された軽自動車。

(車検証に“障害者輸送用”などの記載があること)

■減免の対象となる方の障害の範囲

手帳及び障害の区分		障害の級別												
		本人運転						生計を一にする家族または常時介護者が運転						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○			
	聴覚障害		○	○					○	○				
	平衡機能障害			○						○				
	音声機能障害 (喉頭摘出のみ)			○										
	上肢不自由	○	○	○				○	2級の1・2					
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	3級の1				
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○				
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○				○	両上肢				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	両下肢			
	心臓機能障害	○		○	○			○		○	○			
	腎臓機能障害	○		○	○			○		○	○			
	呼吸器機能障害	○		○	○			○		○	○			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○				○		○				
	小腸の機能障害	○		○				○		○				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○				○	○	○					
肝臓機能障害	○	○	○				○	○	○					
療育手帳							判定が「A」							
精神障害者 保健福祉手帳							障害の等級が「1級」							
戦傷病者手帳	役場税務課へお問い合わせ下さい。													

■申請期間

4月1日から6月1日(軽自動車税(種別割)の納期限)まで

■申請に必要な書類等

①障害者手帳等、②免許証(コピー可)、③印鑑(認印で可)、④車検証、⑤納税通知書(通知書が届いてから申請に来る方)、⑥個人番号カード又は通知カード(マイナンバー)

☎ 税務課 国保住民税係 電話 22-7704

令和2年度軽自動車税のお知らせ

四輪車等のグリーン化特例(軽課)の延長について(令和2・3年度課税分に適用)

現在実施されている「グリーン化特例(軽課)」(取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置)が2年間延長されました。これにより、四輪車等の軽自動車のうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する車両については、令和2・3年度分に限り、排出ガス性能と燃費性能に応じて軽減税率が適用されます。

車種区分	標準税率	特例を受けた後の税率				
		電気自動車・天然ガス自動車(2018年排出ガス規制適合又は2009年排出ガス規制10%以上低減)	【乗用】2020年度燃費基準+30%達成車 【貨物用】2015年度燃費基準+35%達成車	【乗用】2020年度燃費基準+10%達成車 【貨物用】2015年度燃費基準+15%達成車		
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減		
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪以上	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※ガソリン・ハイブリット車は、上記燃費基準に加え、いずれも平成30年排ガス基準50%低減達成車または、平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。  
※燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄に記載されています。

■身体障害者等の軽自動車税(種別割)の減免について

障害者手帳等の交付を受けている方、又はそのご家族の方で一定の要件を満たす場合には申請により軽自動車税が減免されます。(※申請は毎年必要です)

減免となるのは、障害のある人1人につき1台です。自動車税(普通車等県税)の減免を受ける方は、対象となりません。

■減免の対象となる軽自動車の条件

区分	所有者	運転者	使用目的
身体障害者	18歳以上 本人	本人	特に問わない
		生計を一にする方	障害者の通学、通院、通所の為に月4回以上使用 (使用目的の確認資料を提出していただく場合があります)
知的障害者「A1」「A2」	本人又は生計を一にする方	本人又は生計を一にする方	ただし、18歳未満の本人が運転者の場合は、使用目的を特に問わない。
		生計を一にする方 ※1	
精神障害者1級 (精神通院医療の給付を受けている方)	本人又は生計を一にする方	生計を一にする方 ※1	
身体障害者及び知的障害者、精神障害者のみで構成される世帯	本人	障害者を常時介護する方	

※1 知的障害者及び精神障害者本人が運転する軽自動車は減免の対象から外れます。

## 令和2年度固定資産税土地価格等縦覧帳簿 及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

固定資産税の課税の基礎となる固定資産の価格等を確認していただくために、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。縦覧は、土地または家屋を所有する方に同地区内の土地または家屋の価格などを記載した「縦覧帳簿」をご覧いただき、ご自分の土地または家屋の価格とほかの土地または家屋の価格を比較することを通じて価格の適正さを判断していただくための制度です。縦覧で比較できる内容は、土地については「登記地目、課税地目、登記地積、課税地積、評価額、状況類似地区」、家屋については「構造(材料)、種類(用途)、床面積、評価額、建築年」となります。縦覧には土地または家屋の所有者であることを確認させていただくため、本人確認ができるもの(運転免許証など)、または役場からお送りする納税通知書をお持ちください。(代理人の場合は委任状が必要です)

### 期間

4月1日から4月30日まで  
(土・日曜日及び祝日を除く)

### 時間

8時30分から17時15分まで

### 場所

佐川町役場 税務課窓口

なお、土地及び家屋価格等縦覧帳簿は別冊となっており、土地所有のみの方は家屋価格等縦覧帳簿、家屋所有のみの方は土地価格等縦覧帳簿を見ることはできません。また、土地及び家屋価格等縦覧帳簿に記載のある土地及び家屋のうち、所有されていない土地及び家屋の評価内容の詳細については、地方税法に定められている守秘義務により、ご説明することはできません。

☎ 税務課 資産税係 電話 22-7704

## 佐川町公式ホームページ が新しくなりました!!

4月1日から、佐川町公式ホームページがリニューアルされました。暮らしに役立つ情報や緊急時の情報などがご確認いただけます。

### さらに使いやすいホームページに!

- ・アクセス数の多いページをトップページの目立つ位置に配置し、必要な情報に簡単にたどり着くことができます。
- ・高齢者や障害者の方も利用しやすいように、文字のサイズや色の変更機能、読み上げ機能が使えます。
- ・スマホやタブレット端末からも操作しやすいデザインになりました。



佐川町公式ホームページ  
https://www.town.sakawa.lg.jp

☎ チーム佐川推進課 電話 22-7740



## 税金・料金等は納期内に納めましょう!

町税等は、社会福祉・教育・生活環境整備のための町民生活に大切な財源です。財源の有効活用のためにも、税金・料金等の納期内納入にご協力ください。

<令和2年度 町税等の納期一覧>

科目名	納期限	4月 4/30	5月 6/1	6月 6/30	7月 7/31	8月 8/31	9月 9/30	10月 11/2	11月 11/30	12月 1/4	1月 2/1	2月 3/1	3月 3/31
町県民税 (普通徴収)				1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期			2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税													
後期高齢者 医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料										※普通徴収分の納期です			
保育料													
住宅使用料		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水道料													
給食費		3月	4月	5月	6月	7月		9月	10月	11月	12月	1月	2月

※町税等の納期限・口座引落日は毎月末日(上水道使用料の口座引落日は毎月26日)となります。納期限・口座引落日が土日祝日に該当するときは、その翌平日となります。

## 簡単 便利 確実 町税等の納付には「口座振替」をご利用ください!

口座振替をする前は…

- ・金融機関が遠い
- ・金融機関の営業時間内に納付に行けない
- ・納期毎に納付に行かないといけない
- ・うっかり納め忘れてしまう

口座振替にした後は…

- ・金融機関へ納付に向く必要なくなる
- ・一度手続きすると、自動継続される
- ・納期毎に引き落とされるので、納め忘れがない



### 口座振替ができる税金・料金

町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・給食費・町営住宅使用料・水道料・農業集落排水使用料

### 口座振替が出来る金融機関

四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・四国労働金庫・高知県農協・ゆうちょ銀行

### 申込方法

町内の金融機関、佐川町役場税務課に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、押印の上、金融機関へ提出してください。その際には、通帳、金融機関届出印、納税納入通知書をお持ちください。

☎ 税務課 収納管理室 電話 22-7703